

第2回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議録

1. 開会日時 平成16年2月27日（金曜日）午後1時30分
2. 閉会日時 平成16年2月27日（金曜日）午後3時20分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 2階多目的室
4. 出席議員（22名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 三里茂一 | 2番 栗本一水 |
| 3番 村上 昇 | 4番 沖 正治 |
| 5番 岡本安夫 | 6番 川田真悟 |
| 7番 山本幹雄 | 8番 石原俊一 |
| 9番 西尾 誠 | 10番 西岡 正 |
| 11番 植戸勝治 | 12番 廣瀬武志 |
| 13番 山本義次 | 14番 東 豊俊 |
| 15番 吉田陽穂 | 16番 進藤和男 |
| 17番 藤原憲男 | 18番 小林慎一 |
| 19番 大段宰成 | 20番 田中鶴雄 |
| 21番 船曳順市 | 22番 春名善樹 |

5. 欠席議員（なし）

6. 出席説明員

| | |
|-----------|------------|
| 管理者 山口聖治 | 副管理者 梅村忠男 |
| 副管理者 安則眞一 | 副管理者 庵途典章 |
| 副管理者 中川孝之 | 副管理者 山田兼三 |
| 副管理者 高嶋利憲 | 副管理者 橋本健造 |
| 副管理者 田路 勝 | 副管理者 中田耕一郎 |
| 副管理者 森脇正算 | 収入役 井口智章 |
| 監査委員 坂口 榮 | |

にしはりま環境事務組合事務局長 上谷正俊

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合総務係主事 松井信弘

同企画調整係長 三浦秀忠

同建設1係長 安藤康博

同 小笹万起子

8. 関係町主管課長

新宮町住民生活課長 福井廣吉

上郡町住民課長 松石俊介

佐用町住民課長 田村章憲

上月町保健福祉センター所長 達見一夫

南光町住民課長 西田建一

三日月町住民福祉課長 廣瀬秋好

山崎町環境防災課長 藤井 實

安富町生活環境室長 上田憲巨

一宮町町民課長 稲田信明

波賀町住民福祉課長 森本都規夫

千種町町民課長 平瀬恒雄

播磨高原広域事務組合事務局長 野村元政

宍粟郡広域行政事務組合事務局長 山本久男

同宍粟環境美化センター所長 中尾 徹

9. 議事日程

1 議長あいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣告

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

報告第1号 行政報告

承認第1号 専決処分の承認を求める件

(平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出補正予算(第1号))

承認第2号 専決処分の承認を求める件

(特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

承認第3号 専決処分の承認を求める件

(平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号))

承認第4号 専決処分の承認を求める件

(職員給与に関する条例の一部を改正する条例)

認定第1号 平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出決算の認定の件

議案第1号 平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第2号)の件

議案第2号 平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件

日程3 閉会宣告

管理者あいさつ

議長あいさつ

議長あいさつ

○議長（沖 正治君） こんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまより2月定例会を開きます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

にしはりま環境事務組合は、昨年、11町の議会において、組合格約の制定に係る議決を経て、11町長の連名により、組合設立について知事許可の申請を行い、8月29日に知事許可を受けて、10月1日から事務の共同処理を開始し5ヶ月を経ました。

本組合は、ご承知のとおり11町を関係町として、一般廃棄物の処理計画の策定、一般廃棄物処理施設とこれに関連して設けられる施設の建設並びに運営を目的とする特別地方公共団体であり、住民生活に必要不可欠な一般廃棄物処理を行う責務を有しております。

本日、第2回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には各町定例会前のご多忙の中にも係わらず、ご参集いただきご苦勞様でございます。本日の附議案件は、報告1件、承認4件、認定1件、議案2件であります。どうか慎重な審議を賜り、適切な議決が得られますようお願いいたしまして、簡単ですが、ごあいさつといたします。

管理者あいさつ

○議長（沖 正治君） ここで管理者よりあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。管理者。

○管理者（山口聖治君） 議会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第2回にしはりま環境事務組合議会を招集しましたところ、町長並びに議会議員各位におかれては、各町の3月定例会を控えたお忙しい中にも係わらず、ご出席いただきありがとうございます。

さて、一般廃棄物は、住民の日々の生活から発生するものであり、市町村は、固有事務としてこれを安定的、継続的に処理し、住民生活の安定を保障する責務を有しています。11町では、その重大な責務を果たしていくため、行政効率等も慎重に考慮のうえ主体的に協議を行うとともに、各町議会の議決を経て、にしはりま環境事務組合を設立し、市町合併の枠組みとは別にして、共同してごみ処理に取り組んでいくことを決定しております。今現在、各地域で進められる市町合併協議の中では、一般廃棄物

の処理責務をどう果たしていくべきかということも論点となることが予想されますが、住民生活の安定を基本に賢明な判断がなされるものと考えています。

次に、兵庫県は、平成16年度予算案において、地球温暖化防止対策を推進するために、エコハウスを播磨科学公園都市(三日月町域)に整備することを明らかにしました。地球温暖化対策の推進のため、県民、NPO、事業者、行政等の普及啓発、体験、研修の場となり、周辺地域の自然環境及び環境関連施設と連携し、全県のモデルとなる環境配慮型まちづくりを先導できる施設としての整備計画であると聞いております。整備スケジュールは、平成16年度着工、平成17年度竣工、平成18年度供用開始予定とされております。21世紀は環境の世紀と言われており、この度のエコハウスの整備は、天の時、地の利を得た取り組みとして、にしはりま環境事務組合としても高く評価するところであります。循環型社会拠点施設の整備計画においては、県が整備するエコハウスと機能を分担し、連携した施設整備を図ることにより、循環型社会を構築するために、行政の責任を果たすことが重要であります。

本日の第2回にしはりま環境事務組合議会には、報告1件、承認4件、認定1件、議案2件を上程しております。慎重審議の上、適切な議決を賜りたく、よろしく願いいたします。

開会宣告

○議長(沖 正治君) 管理者のあいさつが終わりました。ただいまから、第2回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会し、ただちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(沖 正治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定によって、2番栗本一水議員及び21番船曳順市議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(沖 正治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長(沖 正治君) 異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決定いたしました。

報告第1号 行政報告

○議長(沖 正治君) 報告第1号、行政報告を行います。

管理者、山口聖治君。

○管理者(山口聖治君) 事務局長に報告をさせます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 報告第1号、行政報告につきまして、報告をさせていただきます。本日議場に行政報告の資料を配付させていただいております。6点ございまして、1は住民の意見・要望、2は別冊にしております循環型社会検討委員会第3次報告、3が専門委員会・技術審査小委員会の審議状況報告、4が生活環境影響調査業務並びに循環型社会拠点施設整備基本計画等策定業務の変更契約について、5が循環型社会拠点施設整備へのご支援並びに播磨科学公園都市開発者の応分の負担に関する要望書の提出、その他といたしております。それでは資料によりまして、要点のみ簡潔にご説明させていただきます。

資料1の住民の意見・要望につきましては、上郡町鞍居地区連合自治会からの意見でございますが、6ページに11町協議会の会長並びに上郡町長に宛てまして、上郡町鞍居地区連合自治会から提出をされました「ごみ処理施設の建設に関する意見書」につきまして、後段に記載されていますように「以上の理由により、当初計画段階の3町合意事項を尊重し、鞍居川水系から建設予定地を外すことを要求する。これらは、地域住民の総意であり、署名をもって意思表示し、意見書とする。」とされておりまして、1,201名の署名をもって県知事宛の署名簿が添付されております。これらにつきまして3ページに記載いたしておりますが、10月14日付で上郡町鞍居地区連合自治会長宛に、「ごみ処理施設の建設に関する意見書への回答」ということで、管理者と上郡町長の両名でもって回答書を出させていただきます。同じく10月17日に連合自治会役員の皆様方に対して、上郡町長さんも同席いただいて説明会を持たせていただきました。一方、資料1ページにありますように11月27日付で再度、「ごみ処理施設の建設に関する意見書の取扱いに係る県の見解の報告」という文面を、各自治会長さんに送付させていただいております。この県の見解の報告につきましては2ページに記載がございますように、15年11月付におきまして西播磨県民局県民生活部長名によりましての県の見解を受けております。これをお知らせさせていただいております。前段といたしましては、知事宛の1,201人の署名簿が提出されておることにつきまして、にしはりま環境事務組合からその取扱いについての報告を受けたということと、後段といたしましては、この度の施設整備計画につきましては、西播磨11町が事業主体として、その責任のもとに意志決定されたものと認識しておるといたしております。ごみ処理の責務を果たすために、11町の総意として事務組合が設置され、循環型社会の実現に向けた取組みが行われており、住民の参画と協働のもとにそういった取組みがなされるよう、県としても必要な支援を行ってまいりたいとしておる回答でございます。これらの文書を送付させていただきまして、上郡町鞍居地区連合自治会のご理解とご協力をお願いいたしております。以降、連合自治会といたしましては、そういった県の見解、また、事務組合と上郡町の回答等につきまして、住民の

方々への周知が図られておられるようでございまして、今現在新たなご意見、ご要望は今のところ聞いておりません。今後とも事業推進にご理解が得られるように、私どもといたしましては鋭意努力を進めてまいりたいとしておるところでございまして。

次に、新宮町光都21自治会からの意見要望につきましては13ページ以降に、8月14日付で兵庫県知事、企業庁管理者、西播磨県民局長、11町協議会長、新宮町長宛に、「大型ごみ処理施設建設のための事務組合設立反対の要望書」が提出されました。内容については説明を割愛させていただきますが、15ページまでの要望書でございまして、9ページから12ページにございまして回答書を、光都21自治会長宛に協議会長と新宮町長の両者でもちまして回答を出ささせていただきます、8月31日に役員の方々への説明会を持たせていただいております。またそういった場で再度のご意見をお聞きいたしましたので、7ページにございまして10月9日付でもちまして、「大型ごみ処理施設建設のための事務組合設立反対の要望書に対する回答の補足回答」という文書を出ささせていただきます、10月11日に役員説明会を持たせていただいております。また先般2月8日に光都21自治会住民の皆様を対象に住民説明会を持たせていただきました。行政側といたしましては山口管理者、また新宮町長さん、山崎の高嶋町長さんにもご出席いただきまして、また企業庁からも関係管理職員等の出席をいただきまして説明会を開催いたしました。住民の皆様には約50数名の参加をいただいております。今後ともご理解が得られるように鋭意努力を進める所存でございまして。

次に17ページでございまして、15年11月26日付でもちまして光都2-3会、これは播磨科学公園都市の輸入住宅エリアの住民会でございまして、代表者からの「西播磨11町循環型社会拠点施設整備計画に関する住民説明について」という依頼文書の提出を受けております。内容につきましては19ページ以降に記載されておりますが、全部で85項目の意見を頂戴いたしておるところでございまして。これらにつきましてお手元の資料26ページ以降に「循環型拠点施設計画について住民説明資料」といたしまして、先ほどの85項目の主要テーマにつきましては説明資料を作成いたしまして、説明をさせていただきます。先般2月22日に私ども事務局並びに新宮町担当課長の出席、また企業庁の関係職員の出席を得まして、20数名の住民参加をいただきまして説明会を持たせていただき、また3月に入りまして引き続きご説明の機会を持たせていただくというところでございます。住民の皆様方から非常に貴重なご意見をそれぞれ頂いております。私ども11町の行政といたしましては、住民生活に必要な不可欠な施設整備であるということを前提にいたしまして、ご理解を得ていきたいとしておるところでございます。

次に、項目2の循環型社会検討委員会第3次報告書につきまして、別冊で資料ナンバー2の資料を本

日配布させていただいております。非常に膨大な資料でございますので、これも要点のみの資料で割愛をさせていただきたいと思っております。開いていただきまして、下にページを振っておりますが、3ページにはじめにという文書がございます、4ページに1月31日付によります検討委員会藤井委員長のあいさつが冒頭に載っております。後段4行でございますが、「建設されようとしている循環型社会拠点施設は、このように多くの地域社会の方々のご苦勞や関係各位の熱意によって、基本的な性格や輪郭が明らかになってきている。いろいろな成果を踏まえて、鄙にもまれなといわれるような立派な誇り高き拠点施設の誕生が期待される。」とされておるところでございます。以降5ページからは第3次報告の経緯でございます、第1節は委員会の設置、第2節は第1次及び第2次報告の経緯を記載されております。7ページにおきましては、第3節、第3次報告の経緯といたしまして、平成14年3月に新たに宍粟郡5町が加わり、西播磨11町の推進協議会に組織が再編成されまして、宍粟郡の5町から新たに15名の委員が選任され11町としての検討委員会としてスタートを切ったということで、8ページにはその各町3名の検討委員会のお名前をここで記載されております。9ページからが第2章、循環型社会拠点施設に対する意見具申でございます。第1節は施設コンセプトに関する提言理由といたしておるところでございます。第2節が施設コンセプトに関する具申意見。1といたしまして循環型社会拠点施設全体像、以降、要点のみ朗読させていただきます。リサイクルプラザ、ごみ溶融等処理施設並びに地域振興施設全体のコンセプトとしては、環境保全性を最優先重視し、かつ科学公園都市にふさわしい未来を見つめた先進的施設であることを優先するよう配慮願います。しかし、先に述べたとおりこれらすべてのコンセプトを高次元で同時に実現することは困難あるいは実現しても財政的に維持が困難と考えられます。そこで、各施設における優先度アンケートから、各施設においてコンセプトの役割を分担することによって全体としてコンセプトを実現していくための提言を以下に示す、としておりまして、2としてリサイクルプラザにつきましては、ごみ資源化部門であるリサイクル取扱品目につきましては、リサイクル実施比率の高い、ビン、缶、ペットボトル等7品目については実施する方向で検討をいただき、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装（飲料用紙パックを除く）につきましては、リサイクルに掛かるエネルギーと回収する資源の価値の比較、経済性、引取先の安定的な確保等を考慮して今後も引き続き検討を願いたい。プラザ部門では、廃棄物や地球環境問題の学習の場に重点を置いた施設を希望します、としております。リサイクルショップ、体験工房等の設置にあたっては、一過性の施設ではなく継続的に機能する、実際住民に役立つ施設を検討願います、としております。その他、リサイクルプラザにつきましてはの学習・啓発機能についての住民の参画と協働、また、播磨科学公園都市にふさわしい資源のリサイクルとエネルギーの有効利用に絶えず先進性を検討して、文字通り拠点施設としての計画を願いたい、としております。3といたしましては、ごみ溶融等処理施設につきましては、その計画に際

しては、環境保全性、安全性、安定稼働による信頼性を損なうことのないよう専門的見地からの検討を願う、としております。4は、循環型社会拠点施設の外觀につきましては、清掃工場をイメージさせない周辺の景観と調和したデザインの施設を提言されております。以降、11ページにはこのコンセプトのイメージ図が記されております。12ページ以降は意見集約の手順及び意見等の内容が示されております。大変膨大な資料でございますが、資料の後半42ページ以降は添付資料編でございまして、42ページから118ページまでが、検討委員会のこれまでの会議で持たれました概要録を記載いたしております。また、119ページから175ページにつきましては、研修視察におきましての意見、提案等を資料といたしております。また、176ページから211ページにつきましては、研修会の資料等をここで添付資料として提出をさせていただいております。大変膨大な資料でございますが、説明は要点のみとさせていただきます、後ほどご高覧をいただきたいと思っております。

次に、専門委員会・技術審査小委員会の審議状況報告でございますが、お手元の資料で44ページ以降、資料ナンバー3としておりますが、資料を提出させていただいておりますので概要のご説明をさせていただきます。44ページにおきましては、専門委員会における処理方式選定手順といたしまして、1としては技術審査小委員会の設置、2. 技術審査小委員会での最適処理方式（案）の検討、3. 循環型社会検討委員会での処理方式選定に関する重要度の検討、4. 専門委員会での最適処理方式の検討、5. 処理方式選定委員会による処理方式の選定、6におきましては事業方式の検討といたしておるところでございます。5の2行の中に記載しておりますが、専門委員会での検討報告を受けまして、正副管理者で構成する選定委員会で協議いたしました結果を組合議会で報告をさせていただき、組合議会でこれを審議いただく、とさせていただいております。今現在、技術審査小委員会で鋭意検討のさなかでございまして、これまで3回の小委員会を開催させていただいております。検討結果をもちまして、後に議会へ報告、審議をお願いしたいとしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。45ページには技術審査小委員会名簿を入れておりますが、座長には京都大学の武田教授、座長代理には大阪市立大学の野邑教授に就任をいただきまして、その他、全国都市清掃会議の栗原部長、福岡大学の三島助教授、大阪大学の山口教授等の5名の委員、また、白子専門委員会委員長等も加わっていただきまして、慎重に専門的見地からの審議をいただいております。46ページにはメーカーアンケートの実施、これにつきましては第1回組合議会でも若干報告をさせていただいておりますが、専門的見地からの検討に際しましてメーカーアンケートの実施をさせていただいております。これにつきましては4点の主要な準備業務のために実施をするとしておりまして、1には性能施設建設に伴う生活環境影響調査予測での性能諸条件を設定するため。2といたしましては地域振興施設計画への循環エネルギー供給条件を設定するため。3. 専門的見地からの処理方式選

定の検討資料提供のため。47ページでございますが、処理方式選定の公正・透明性の確保、によりまして行っております。47ページ4.(1)では、公正な競争原則を維持するをいたしてございまして、アンケートを依頼するメーカーにつきましては、①全連で且つ日量100トン以上のストーカ炉+灰溶融炉の実績がある、②全連で且つ日量100トン以上のガス化溶融炉の実績があるとしておりますメーカーの中から各処理方式を代表するメーカー2社を選定、ストーカ+灰溶融につきましては5社選定いたしまして、合計13社を技術審査小委員会におきまして選定いたしまして、アンケートの依頼をしてきておるところでございます。48ページには処理方式等に係る全体フローを挙げておるところでございます。組合議会、正副管理者会議、検討委員会、専門委員会、技術審査小委員会といったようなそれぞれの役割等につきましてはのフローをいたしてございます。49ページには先ほどのメーカーアンケートに際しましての循環型社会拠点施設整備に係る最適処理方式検討仕様書でございます。50ページではこのアンケートの趣旨、51ページでは目的等を記載いたしてございます。1.本アンケートの目的等の(1)におきましては、本圏域に建設するごみ溶融等処理施設に関して、最適な処理方式を選定するための基礎資料として活用する。(3)におきましては、提出いただいたアンケート資料で、機種選定またはメーカー選定はいたしません。(4)、ただし、その資料を担保といたしまして、本圏域に最適な処理方式の評価・選定を行う。(8)は、提出に係る費用は、メーカーの負担とする。(11)におきまして、提出いただいた資料につきましては、企業の私的財産でもございますので、原票のままでは一般に公開をしない。またメーカー名は、委員会等内部でも公表しない。ただし、処理方式検討の基礎資料としての方式別に整理したデータにつきましては、原則として一般公開をする、といたしてございますので、今後の組合議会での報告等に際しましては、以降はこのような取扱いをさせていただきたく予定でございます。52ページ以降におきましては、2.計画条件、計画要目及び施設における公害防止基準等につきまして、最終決定をいたしておるものではございませんが、現段階としての設定値をここに掲げておるところでございます。(2)では計画要目といたしまして、①では計画ごみ質、②では想定規模、③では想定発電条件等、④では処理方式。処理方式につきましては、ストーカ炉+灰溶融炉、流動床式熱分解ガス化溶融炉、キルン式熱分解ガス化溶融炉、シャフト式熱分解ガス化溶融炉、ガス化改質溶融炉の5方式につきまして、ここで「事務局」としてありますが、これにつきましては小委員会の審議を経まして、これは「組合」として読み替えていただきたいと思います。依頼した処理方式について提案を求めているところでございます。⑤では運転条件等、(3)では余熱利用計画、(4)はリサイクルプラザ概要。54ページにおきましては、(5)では施設における排出基準等を掲げておるところでございます。55ページ以降にはアンケート調査票を添付いたしてございます。今後の一般公開対応ということもございまして、専門的用語をできるだけ避けまして一般にわかりやすい表現とさせていただいておるところでございます。

います。55ページ、56、57、58、59ページにわたりましての調査を行いまして、これらによりまして取りまとめ、技術審査小委員会で現在慎重審議をいただいております。

以上で3の状況報告を終えさせていただきまして、4の生活環境影響調査業務等に関しまして、60ページに資料ナンバー4として、本日報告といたしまして挙げておるところでございます。生活環境影響調査並びに施設基本計画策定業務の契約変更に関しましては、議会議決を要しないものでございますので、本日の組合議会でご報告をさせていただくとしておるところでございます。まず1点は生活環境影響調査業務でございますが、財団法人ひょうご環境創造協会に委託をいたしております。これまでの既契約におきましては、契約金額は5,670万円、履行期限は平成16年3月31日といたしております。これらにつきまして変更の理由でございますように、①におきましては、施設への搬入道路事業の実施に伴い、周辺の自然環境に影響を及ぼす恐れのある植物、動物、水生生物等の項目につきまして自然環境調査を行いまして、影響予測・評価を行い、報告書を作成するということによりましての増額が1点。また②におきましては、これらの計画策定に際しまして、専門委員会等におきまして専門的見地からの指導助言を得ながら業務の進捗を図る必要があるとしておるところから、履行期限を延長するとしておるところでございます。変更内容でございますが、契約金額につきましては537万6,000円を増額させていただきまして、6,207万6,000円に変更するものでございまして、期間につきましては17年3月31日までの期限に延長をするとしております。次に施設基本計画に関しましては、株式会社環境工学コンサルタントに委託をしておる業務でございます。変更内容につきましては履行期限の延長でございまして、変更の理由欄でございますように、専門委員会、技術審査小委員会での専門的見地からの指導助言を得ながら業務の進捗を図る必要があることから、16年3月31日としておりますものを17年3月31日に延長するものでございます。併せて契約金額の支払時期を変更いたしております。

次に、5の循環型社会拠点施設整備へのご支援並びに科学公園都市開発者の応分の負担に関する要望書の提出でございますが、61ページ以降に資料ナンバー5として提出をいたしております。62ページ開いていただきまして後段4行におきまして朗読いたしますが、施設整備計画に関しまして、県の一層のご支援をお願いするとともに、ごみ処理基本計画において播磨科学公園都市計画人口を考慮した処理を計画していることから、前記の施設整備計画費に関して同都市建設の開発者である県企業庁の応分の負担をお願い申し上げる、とする要望でございます。2月19日付で提出をさせていただいております。兵庫県知事、企業庁管理者、西播磨県民局長、県の環境局長に対しまして要望をさせていただきます。管理者と代表副管理者等で同行いただきまして、それぞれ要望面談をさせていただいたところでございます。

6につきましては、平成15年度におきまして本日段階までの施設整備の主要経緯につきまして、これまでの取組みの経緯を記載したものでございます。主なものだけご説明申し上げますと、66ページをお開き願いますが、15年9月10日に第1回組合議会臨時会を開催させていただきました。10月1日には共同事務を開始いたしております。後段の方に11月29日には第1回循環型社会推進フォーラムを、376名の出席を得まして組合設立記念事業として実施いたしております。次ページには、年明けまして1月26日に正副管理者会議、また2月13日にも正副管理者会議を持たせていただいております。2月8日には、先ほど申しあげました光都21自治会の住民説明会、2月22日には光都2-3会の説明会等を開催させていただいております。

以上、要点のみのご報告とさせていただきますが、行政報告を終えさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 行政報告に対する質疑は、原則として行いませんが、特別な質疑がある場合には、質疑内容を検討して受け付けることができることにします。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（村上 昇君） 私はあまり言いたいことはないんやけどね、1点だけ。行政報告の中で、前から私いつも言うとなんやけども、鞍居川のね、4ページの上から8行目か9行目に、鞍居川、大下り川の両流域にまたがる位置に設定されていたことは、位置図に流域界が表示されていることから明確である、とこういうことが書かれておるんですけども、これについて私はいつも言っている。平成14年の時に、3町協議会で山口町長に向かって、こんなんおかしいやないかと私が言ったもんやから、その当時のうちの議長からも、こんなん認めとらへんやないかいなど。いつも言うてるのに、ずっと書いてるんや。これはまた、うちの上郡の議会のその当時の議長にも私は言わなしょうない。私ははっきり言うと、前の町長のね、名前は言わんけど、その方に私は言うたんですよ。あんたが町長でおられた時にやな、このようなことでどないなんですか、と言ったら、いや私の頃は全然知らんのやと。そういうこと言うとなんや山口町長いつもこれ書いて、こんなもん喧嘩材料や、私からみると。はっきり言うと、こんなもんもう取り下げて、この場所ですと言うてるわけじゃないんやから、ええ加減これ取り下げといてください。そうせんと、うちの上郡の鞍居で、いろいろうちの町長が来て説明やったときも私は文句を言っとる。私もこの問題については責任があるんですわ。だから、やっぱりこういうね、喧嘩材料をいつまでも掲げてやることによって、私らもこれだけ見たらカッとする。他の事はそう思いよらへんのやけども。いつまでしてもこれを外さんということになるとね、ちょっと困りますわな。こんなもんなんぼ書いてみたところで、書かなんでみたところで、この場所ですと言うてるわけじゃないんやから、もう喧嘩は一遍止めといた方がよろしいで。いつまでもこれを書いとってんや。前の上郡

町長が説明会にうちの所に来たときに、何でこんなもんいつまでも書いとってんやいなと。3町協議会でうちのその当時の議長が、私はこんなもん全然知りませんと、他の上郡の議員も全然知らんがな言うてやね、そこまで言うて、ワーワーなって終わってもたんやけども、まだ依然としてあんたとこの方はこれを掲げておられるということは、私は残念ですな。だから、こんな喧嘩材料をいつまでも掲げておいたところで、場所が変わるんやったら何も関係ないですがな。それよりも、これから先のことをお互いに考えられた方がプラスやないんですか。私それ見ただけでいつもむかつとくるんですわ、まだ言よってんかいな、山口町長さんはいうて。止めといてくださいよ、いつまでもあんた。私が言うたってやね、一遍上郡のその当時の議長と相談してください。気持ち良くこんなもん取り下げて、場所がわかっとんやから。協議せえと言うなら、少しはわしもわかるんやで。いつまでも書いている。上郡町長もこれを、あんたがおった時分でないのは僕もよく知っておるんやけども、やっぱり我々が言よることの意見の一つぐらいは聞いてもらわなあきまへんで。そうして徐々に物事を進めた方が前に。私は他のことと言う気はないけど、これだけ見たら、何たることをお前らはやりよんかいなと。いつまでもこんなもん掲げて。私はその時の議長やないけどね、うちの議長がごっつい怒ったわいな。そういうことだけは一つ、山口町長さん。あなたのような素晴らしい町長さんがこんなことばかりいつまでも。私といつも喧嘩せんなん。私ここへ出とらんんだら知らんで済んどる手前があるんやけども、定例会に出れば一言だけ言うとかんとまた怒られるでな、帰ったら。何で村上さん、言うとかなあかへんがな、ということになるんで、あまり言いたくはないんですけれども、ええ加減その辺の一つや二つのことは聞けまっしゃろがな。そして、何も認めたわけやない、知らんと言うんやでな、皆さん。それだけ一つ要望で言うときますわ。今後一つ掲げんよう消しといてください、そこだけ。要望で言うときますわ。議長、取り上げて一遍町長の意見だけ聞かせてください。

○議長（沖 正治君） 管理者。

○管理者（山口聖治君） 喧嘩せんとな、一つでも前進とか言われるんやったらええけれども、これだけ削除してね、後同じようにやられるんやったら、私の方もね、三日月の方でも問題があるんですよ、そのことに関しては。私は上郡だけやない。ですから、このことに関して、時と場合によって書く書かんというような問題ではないと思いますけれども。私も村上さんの顔を見たら、またこんなことをわかっとって知らん言うるとるわ、ということになるんですわ。私はもう確かにこういうふうな、なんぼ知らんとおっしゃっても、私はそのつもりで。前職がとおっしゃいましたけれども、名前も言わんとおっしゃいましたけれども、その方もいわゆる三原の衆も行き、大下りの方も行き、4月の10何日と日まで押さえてあります。行かれとんですわ。それは事実なんですけどね。それを、平成7年に決めたことの議会への下ろし方がいろいろ問題があったのは事実かもわかりませんが、私ども三日月町では、

その場所であるということをきっちり押さえてやっとりまします。ですから、書く書かんという問題は、村上さんなり鞍居谷の集落の方々がこれからどういうふうな、やっぱり一歩でも理解していこうというふうな方向に持って行っていただけるのか、それはまだまだわからないでしょうけれども。村上さん仲良く、そういうことなんです。

○議長（沖 正治君） 他にございませんか。

ないようでありますので、これで行政報告を終わります。

承認第1号

○議長（沖 正治君） 承認第1号、専決処分の承認を求める件（平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出補正予算（第1号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明させます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただいま議題となりました専決処分の承認を求める件、承認第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。提出議案書別紙資料によりまして、2ページに専決第1号を記載いたしております。主要な内容のみご説明をさせていただきます。平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出補正予算（第1号）につきまして、次に定めるところによるものといたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ341万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,564万円とするというものでございます。平成15年度におきましては、4月から9月末までを11町の推進協議会会計、10月1日から本年3月末までは事務組合会計といたしておるところでございまして、9月末までの会計年度でございましたので9月30日付をもちまして専決処分をいたしておるものでございます。3ページはその補正予算（第1号）の予算書でありますが、歳入におきましては、4の繰越金におきまして341万5,000円を増額いたしております。これは前年度の繰越金でございます。歳出におきまして主なもののみご説明申し上げますと、9節の旅費におきまして周辺地域連絡協議会委員費用弁償で58万8,000円を減額いたしておりますが、周辺地域連絡協議会、周辺6集落の正副区長等で構成する委員会でございますが、協議会の申合せといたしまして、現予定地状況段階においては、委員の費用弁償の支給を辞退するという申合せがございまして、それによりましての減額でございます。13節の委託料におきまして375万2千円の減額といたしておりますが、1点は検討委員会の資料作成につきまして、この委託料の支払いを年度末としたために、年度後半の事務組合会計に支払時期を変更するために補正いたしております。また

同じく委託料で例規集作成委託料がございますが、事務組合の例規集につきまして当初製本化を予定いたしておりましたが、製本を割愛させていただきまして電子データでの対応といたしました関係で305万6,000円の減額をいたしております。19節の負担金補助及び交付金におきまして517万4,000円を減額いたしておりますが、主なものといたしまして周辺地域連絡協議会負担金でございます。これにつきましては当初周辺地域の住民の皆様方の先進地視察を県外視察といたしておりましたが、周辺地域連絡協議会で協議いただきました結果、県内視察を日帰りで行うということにいたしました。昨年7月2日に加古川市クリーンセンター、また揖龍のエコロの視察を118名の参加をいただきまして実施をいたしました。そういった関係で減額いたしておるものでございます。合計総務費といたしましては782万9,000円を減額いたしまして2,439万6,000円とし、これらを予備費に回しまして、予備費を1,124万4,000円といたしまして、歳出合計を341万5,000円増額し、3,564万円に補正後の額に改めるとするものでございます。その他の内容につきましては年度末段階での予算精査によりましての増減でございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） ないようでありますので、これで質疑を打ち切ります。

これから承認第1号、専決処分の承認を求める件（平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出補正予算（第1号））を採決いたします。

採決は起立によって行います。

承認第1号は、承認することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。

承認第1号、専決処分の承認を求める件（平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出補正予算（第1号））は、承認することに決定いたしました。

承認第2号・承認第3号

○議長（沖 正治君） お諮りします。承認第2号、専決処分の承認を求める件（特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）及び承認第3号、専決処分の承認を求める件（平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号））の2件を一括議題にしたいと思

ます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） 異議なしと認めます。承認第2号及び承認第3号の2件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明させます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただいま議題となりました承認第2号、承認第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。別紙資料5ページにおきまして、専決第1号、特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分を次のとおりいたしております。6ページをお開きいただき、条例につきまして第4条、第5条等の改正でございますが、8ページに新旧対照表を設けております。これにつきまして第4条の報酬は年額報酬に改め、また第5条の費用弁償につきまして、このような公平委員会委員等の日額報酬にするべきものをこのように改正いたしておるところでございます。別表につきましては、別表第1につきまして報酬の額を年額報酬について別表第1に改め、また9ページでございますが、別表第2におきまして現行費用弁償の額としておりますものを報酬の額と改め、日額報酬につきましてこの別表第2にまとめさせていただいたとしておるところでございます。これにつきましては専門委員会委員等の委員報酬につきまして、費用弁償として予算計上させていただいておりましたが、非常勤特別職の公務災害補償に関しまして県町村会からの、報酬に改めるべきであるといった指導を得まして、報酬に改めるものでございます。関連いたしまして11ページの専決第2号のご説明を申し上げます。予算書を12ページ以降に添付いたしております。13ページには平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）。10月1日から事務開始をいたしております。第1条におきまして補正後の歳入歳出予算の額は第1表歳入歳出予算補正によるとしておるものでございます。16ページをお開き願いますが、歳出の一般管理費におきまして、9節旅費の248万3,000円を減額いたしまして、1節報酬248万3,000円、説明欄に記載しておりますように非常勤委員等報酬ということで、このような科目変更を行うものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） ないようでありますので、これから承認第2号及び承認第3号の2件を一括して採決を行います。

承認第2号及び承認第3号の2件は、承認することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。

承認第2号及び承認第3号の2件は、承認することに決定いたしました。

承認第4号

○議長（沖 正治君） 承認第4号、専決処分の承認を求める件（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明させます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただいま議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求める件につきまして提案理由のご説明をいたします。添付資料の18ページに専決第3号の専決処分書を入れております。19ページから職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を入れておりますが、このことに関しては、私ども事務組合の職員につきましては関係町からの派遣職員で構成いたしております。職員の給与等の負担に関しましては、派遣元の町と組合とで職員派遣協定を締結いたしまして派遣協定に基づきましての運用を図っております。派遣協定書におきまして職員の人件費等につきましては、派遣元の町で給与等を支給いたしまして、事務組合はその町の負担額の全額を年度末において派遣元の町に支払うという方式をとっております。ただし、時間外勤務手当のみを事務組合で直接支給をとする派遣協定を締結いたしております。そういう関係で事務組合予算といたしまして時間外勤務手当に係る職員手当を計上いたしております。それらの根拠となる職員給与条例につきまして、条例の一部改正につきまして専決処分をいたしておるものでございます。それぞれ各町におきましては、昨年12月におきまして職員給与条例の改定の議会議決を経ておられるところでございますが、改正案につきましてはお手元の資料23ページから新旧対照表の条文を入れております。23ページでは扶養手当、また後段では期末手当、また27ページでは行政職職員給料表新旧対照表につきまして現行と改正額でございます。これらにつきまして時間外勤務手当の算出の根拠となります給与条例につきましての改定を専決処分させていただき、この度承認を求めようとするものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。

だきます。

○議長（沖 正治君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） 質疑なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求める件（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

承認第4号は、承認することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。

承認第4号、専決処分の承認を求める件（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

認定第1号

○議長（沖 正治君） 認定第1号、平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明させます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただいま議題となりました認定第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。この件につきましては、平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出決算を別紙監査委員の決算審査意見書を付けて議会の認定に付すものでございます。お手元の別紙資料31ページから歳入歳出決算書、会計年度は15年4月1日から9月30日まででございます。32ページ以降歳入歳出決算書を資料として出しております。主な要点のみご説明をさせていただきます。歳入総額が3,564万569円、歳出合計が2,435万7,962円、繰越費ゼロ、歳入歳出差引額が1,128万2,607円でございます。歳出でございますが、33ページ以降に記載いたしておりますが、総務費3節では職員手当でございます。予算現額が38万3,000円につきまして38万2,235円の支出をいたしております。職員派遣協定によりましての時間外勤務手当でございます。9節の旅費につきましては、266万7,000円の予算現額に対し266万4,730円の支出でござ

ざいます。これにつきましては検討委員会委員、専門委員会委員、地域振興施設策定委員会委員の費用弁償と職員出張旅費でございます。13節の委託料におきましては、78万2,000円の予算現額に対し77万9,282円を支出いたしております。34ページ上段のほうにホームページ作成委託料が21万円、例規集作成委託料が25万2,000円でございます。18節の備品購入費におきましては、16万5,000円に対し16万4,054円を支出いたしております。公印等の事務機器を作成させていただきました。19節の負担金補助及び交付金におきましては、1,490万3,000円に対し、1,489万1,360円を支出いたしております。職員人件費負担金3名分でございます。1,230万1,851円。その他主なものといたしまして周辺地域連絡協議会負担金、県内視察等の経費でございますが、57万1,003円。また事務所負担金104万2,674円につきましては、企業庁から借りております事務所の負担金をここに計上いたしております。2予備費におきましては、1,124万4,000円を増額させていただき、歳出合計3,564万円に対し、支出済額が2,435万7,962円でございます。これらにつきまして歳入の負担金でございますが、協議会負担金といたしまして3,222万3,000円。これにつきましてはそれぞれ定めております負担割合によりまして11町に負担していただいております。4繰越金につきましては341万6,000円に対し341万6,687円を収入いたしております。雑入につきましては予算計上1,000円に対し882円の収入でございます。予算現額3,564万円に対し3,564万569円の収入済額でございます。なお、この歳入歳出差引額につきましては組合格約におきまして、この11町推進協議会の財産等の事務に関しましては、にしはりま環境事務組合に引き継ぐとする規約を定めていただいております。この差引額につきましては、15年度のにしはりま環境事務組合の歳入とさせていただくとしておるところでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 引き続き監査委員より決算審査についての報告を求めます。

代表監査委員坂口榮君。

○監査委員（坂口 榮君） 三日月の坂口と申します。よろしくお願ひ申し上げます。お手元の35ページの資料を読み上げさせていただきまして監査報告とさせていただきたいと思ひます。千種町議会の春名議長さんと私とで監査をさせていただきました。読み上げさせていただきます。審査対象、平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計、15年4月1日から9月末日までの歳入歳出決算について監査いたしております。監査の期日は、平成16年1月13日。場所におきましては、にしはりま環境事務組合の事務所会議室で行いました。監査の意見といたしまして、地方自治法第233条第2項及びにしはりま環境事務組合格約附則第2項の規定により、管理者により審査を求められた平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出決算書は、併せて提出を受けた証拠類並びに関係

諸帳簿と照合し、慎重に審査を遂げたところ、適正なるものと認めます。平成16年1月13日。以上をもって報告とさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 提案理由説明並びに監査委員報告が終わりました。これより質疑を行います。
〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） 質疑なしと認めます。

これより認定第1号、平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

認定第1号は、認定とすることに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。認定第1号、平成15年度西播磨11町循環型社会推進協議会会計歳入歳出決算の認定の件は、認定することに決定いたしました。

議案第1号

○議長（沖 正治君） 議案第1号、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（沖 正治君） 局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただいま議題となりました議案第1号につきまして提案理由のご説明をさせていただきます。お手元の別紙資料37ページ以降、平成15年度補正予算第2号につきましての資料でございます。38ページでございますが、平成15年度におきましての事務組合の会計は15年10月1日から16年3月31日でございます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,386万3,000円を減額し、総額をそれぞれ8,034万7,000円とする。第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為補正によるものがございます。まず事項別明細によりまして歳出からご説明を申し上げます。43ページに事項別明細の歳出でございますが、1款の議会費におきましては126万円を減額いたしまして63万1,000円とするものがございます。これは行政視察負担金の減額でございます。次に44ページ、2款総務費でございますが、一般管理費におきまして2,260万8,000円を減額し、7,968万円とするものがございます。主な内容といたしましては、1節報酬におきましては、非常勤委員等の報酬を61万5,000円増額させていただき、併せて9節旅費におきまして86万6,000円を増額する。これは小委員会等の当初予定してい

ない新たな専門的見地からの審議を行っていただいておりますといったような状況がございまして、増額をするものでございます。次に13節委託料でございまして、1,729万1,000円の減額でございまして、測量調査・地質調査に関しまして、当初15年度内に周辺連絡協議会と周辺地域の理解のもとに測量等に着手をし、15、16年の両年度にわたり実施を予定いたしておりました。これにつきまして諸般の事情により16年度からの事業に改めるとするものでございまして、この度15年度予算を1,818万2,000円減額するものでございます。19節の負担金補助及び交付金におきましては762万4,000円

の減額でございまして、派遣職員人件費負担金につきましては先ほどの給与条例改正によりまして52万3,000円を減額するものであります。周辺地域連絡協議会負担金で513万3,000円の減額でございまして、これにつきましては当初年度後半に第2回の先進地視察を予定いたしておりましたが、割愛させていただいたことによる減額でございまして、地域振興施設策定委員会負担金につきましては137万円の減額でございまして、事例視察等に関しまして日帰り研修等に改めた関係で減額とするものでございます。2項の監査委員費におきましては5,000円を増額し3万2,000円とするものでございます。次に歳入でございまして、42ページに記載いたしておりますが、組合分担金につきましては3,514万4,000円減額し、6,906万4,000円とするものでございます。組合の規約により負担率に応じまして減額する各町の減額額は、説明欄に記載しておるとおりでございます。10款の諸収入につきましては1,128万1,000円を増額し、1,128万2,000円にするものでございます。西播磨11町循環型社会推進協議会の残額を収入するものでございます。また第2表の債務負担行為補正につきましては40ページに記載いたしておりますが、生活環境影響調査、施設整備基本計画、地域振興施設基本計画につきましては、補正はございません。先ほど説明申し上げました測量地質調査費等につきまして平成15、16の事業年度と予定しておりましたものを、1年後年度にまわすということのために、このたび債務負担行為を減額するものでございます。以上提案理由とさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。

よって議案第1号、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（沖 正治君） 再開いたします。

議案第2号

○議長（沖 正治君） 議案第2号、平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 議案第2号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。お手元の別紙資料47ページ以降に平成16年度予算書を資料として提出させていただいております。48ページに第1条、歳入歳出予算につきましてその総額は歳入歳出それぞれ1億1,697万2,000円と定める。2、款・項の区分、当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為によるものがございます。それでは歳出から事項別明細書によりましてご説明させていただきたいと思っております。54ページをお開きお願いいたします。3、歳出、1款議会費でございますが、本年度予算額は86万6,000円。前年度予算額は189万1,000円。前年対比102万5,000円の減でございます。報酬等の経費を計上させていただいております。次に55ページ2款総務費でございますが、1目一般管理費におきましては本年度予算額1億1,603万1,000円。前年予算に対しまして1,374万3,000円の増でございます。1節は管理者等の報酬でございます。非常勤委員等の報酬を587万4,000円計上いたしております。3節職員手当におきましては時間外勤務手当150万円を計上いたしております。11節の需用費につきましては492万4,000円でございます。説明欄で広報誌費160万7,000円計上いたしておりますが、今年度は生活環境影響調査の説明会等を予定している関係で年3回の広報誌の発行を予定いたしております。13節委託料におきましては3,636万9,000円でございますが、生活環

境影響調査が537万6,000円、施設整備基本計画が667万8,000円、地域振興施設基本計画が441万円。また測量調査・地質調査等が1,818万2,000円、検討委員会資料作成60万4,000円、顧問弁護士委託料が31万5,000円等の経費でございます。18節の備品購入費につきまして、52万4,000円を計上いたしておりますが、備品購入といたしまして録音機器等の拡充の必要があります。そういう関係の費用を計上させていただいております。19節負担金補助及び交付金におきましては5,287万2,000円でございますが、事業の進捗に合わせまして派遣職員1名の増員を予定させていただいております、5名の派遣職員人件費負担金4,194万円の計上でございます。周辺地域連絡協議会負担金320万5,000円でございますが、これにつきましては周辺地域の住民の皆様方の、あるいは関連した地域等の先進地視察等の経費を計上させていただいております。また、第2回の循環型社会推進フォーラムとして50万円。周辺地域に関しまして計画調査等につきまして、地元町への調査負担金といたしまして550万円の計上をいたしております。これにつきましては本事業に関する周辺地域への配慮として、周辺地域においての生活道路計画につきまして今後国県の助成を得るための調査経費等の計上でございます。次に2項の監査委員費におきましては本年度5万1,000円を計上し、10款の予備費につきましては科目設定予算を計上させていただいております。次に歳出でございますが、52ページに戻っていただきたいのですが、1款の分担金及び負担金、1目の組合分担金は1億1,696万9,000円を計上いたしております。前年対比1,276万1,000円の増でございます。規約に定めます負担割合に応じましての負担とさせていただきます、11町の負担額は説明欄に記載させていただいております。9款の繰越金は科目予算、また10款諸収入、雑入等につきましても同様の予算計上をいたしております。50ページでは債務負担行為を第2表として計上いたしております、16、17年度の継続事業といたしまして測量・地質調査、また道路・敷地計画等を含めました整備計画書作成業務につきまして、平成17年度を期間といたしまして5,579万8,000円の債務負担を計上いたしております。これらにつきましても今後周辺地域連絡協議会におきまして住民の皆様方のご理解を得ながら進めたいとしておるところでございます。また58ページ以降に歳入歳出予算に関しましての説明資料を添付させていただいております。平成16年度の主要業務につきまして、これまで正副管理者会議等で協議いただきました主要業務につきまして、ここで11項目にわたりまして記載いたしております。私どもの事業といたしましては、住民生活に必要な不可欠な施設建設をするものでございますが、住民の皆様方のご理解ご協力を得ながら進めようとしておる観点がございまして、16年度予定事業につきまして必ずしも全てが前進できる、あるいはさらに大きく前進するという場合もあるかもわかりませんが、そういった理解と協力を得ながら進めようとする基本方針の基に11項目の主要業務をここに計上いたしております。

ます。主要な説明のみさせていただきます。まず第1点は生活環境影響調査条例に基づく手続きでございます。生活環境影響調査の現況調査を終えまして、現在その結果の取りまとめ、準備書の策定にかかっております。これにつきまして16年度内にその結果、準備書の縦覧を条例に基づきまして30日間の縦覧、説明会を開催させていただきまして住民の方々からの意見書を受取り、またその意見書に対する見解書を作成し結果報告の作成を経まして、調査報告書を再度15日間の縦覧をするものでございます。2といたしましては都市計画法に基づく手続きでございますが、一般廃棄物処理施設としての都市計画原案作成を行いまして、県との事前協議を行い、案の縦覧、また住民の皆様方からの意見書の受取りをしまして都市計画審議会への諮問、これは関係いたします新宮町、上郡町、三日月町の都計審への諮問を行い、知事同意の後、都市計画決定に進めたいとすることでございます。3、循環型社会拠点施設整備基本計画の策定でございますが、14年度から継続して策定を進めております。計画につきまして専門的見地からの指導助言を得ながら進めるといことで、この16年度に取りまとめを予定しているところでございます。4の地域振興施設基本計画につきましても計画策定委員会、また資源エネルギー有効利用専門部会等におきまして専門的見地からの審議をいただいております。この取りまとめを予定しております。5の測量調査・地質調査に関しましては、特に都市計画原案作成等の観点からこの16年度に着手を予定しております。整備計画書の策定につきましても16年度の着手を予定しております。7の建設予定地周辺地域住民の合意形成につきましては、平成14年8月から開始いたしております周辺地域6集落におきましての住民の合意形成につきまして、引き続き説明会、先進地視察等を実施させていただきまして、周辺地域連絡協議会等の開催等によりまして環境保全協定（基本協定）の締結に向けた取り組みを行いたいというところでございます。また循環型社会推進への住民の理解と協力を得る取り組みといたしまして、貴重なご意見をいただいております光都の住民の皆様、鞍居地区につきまして、引き続き説明会等を開催し先進地視察等の実施も予定させていただきましてご理解をさらに得たいとしておるところでございます。9の住民の参画と協働、透明性の確保に関しましては、検討委員会につきまして、平成16年度から第2期の検討委員会の設置を行い、また第2回のフォーラムの開催、広報誌の発行、ホームページによる情報開示等を行うといたしております。10につきましては、現在、合併特例法に関連いたしまして進められております市町合併協議に関しまして、今後16年度における組合規約変更につきまして、関係町との協議を行い県の事前協議を経まして関係町の議会での変更議決等を経ながら知事許可申請を行うとしておるところでございます。また11の事務組合の民主的・効率的運営に関しましては、定例会は2月、8月といたしておりますが、平成16年度におきましては生活環境影響調査、また都市計画法の手続き、また各基本計画の策定といった非常に重要な年度でありますので、必要に応じ臨時議会等の開催等もさ

せていただきたいとしておるところでございます。これらに関しまして正副管理者会議等の開催によりまして執行方針等の決定をしていきたい。また県の支援要望等の取り組み、先ほども管理者のあいさつにありました県のエコハウス整備等の新たな県施策もございますので、そういった点との連携等も進めさせていただき、関係町との調整も進めていきたい。また事務局体制につきましては現在4名の派遣職員体制でございますが、更に16年4月から上郡町から1名の職員派遣をお願いいたしまして、今後の事務事業に対処いたしました事務局体制を確立していこうとしておるところでございます。以上提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（沖 正治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

3番。

○3番（村上 昇君） 1点だけ。どのようにお考えになつとんのかお聞きしたいと思います。16年度の主要業務の中で8番の問題でございますが、循環型社会推進への住民の理解と協力を得る取り組みの中で、光都と鞍居地区、こう書いていただいているんですが、今現在は三日月の6地区だけはいろいろなお話をされておられるんですが、光都と鞍居地区も話は出ておりますけれども、完全に一つ、6地区プラス2地区を入れてもろてね、そしてその中で話を進められた方がもっとうまくいくんじゃないんですか。三日月の6地区だけ入れてですね、そこでいろいろと何をされておると僕は聞いとんですけども。そういう考え方はございませんか。非常に場所が離れとんでどうじゃこうじゃ言うて、山口町長はしょっちゅう言われとんですけども、それについてどういうお考え方してるのか一言だけお聞かせください。

○議長（沖 正治君） 管理者。

○管理者（山口聖治君） 今のところやっぱ一言と言われると、そのつもりはございません。ですけども、その2地区の方々には説明責任を果たす上において、いろんな問題が出てくるかと思えますけれども、今、6地区と同じ位置付けという、一言で言えばそのつもりはございません。

○議長（沖 正治君） 3番。

○3番（村上 昇君） 山口町長の言われる長期的な問題とかいろいろと僕はあるだろうと思うんですがね。しかしながら、やはり水の流れというのは影響があると僕は思うんですが、そういう観点。それから光都の方々の、やっぱここで生活する上においてね、私はいろいろとお話を聞くんですが、3町やったら文句はありませんのやということで、私にはよく話されますわ。しかしながら、なかなか3町というのも難しいんじゃないんですかという話を僕はしておりますけれども、もう少し謙虚になつて、もろて、やっぱ住民の意向というのもし聞いていただくということの方が、前向きの方に僕は向

くんではないかと思うんですがね。山口町長さんはなんぼしても我々の意見を取り上げない。取り合わないというようなことでは私はなかなかこの問題は難しいと思いますよ。一言だけ一つ、町長、11町の会長さんや、とにかく一遍よく考えてみてくださいよ。それだけ言うときますわ、以上。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

○議長（沖 正治君） ないようでありますので、これで質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） なしと認めます。これで討論を打ち切ります。

これより議案第2号、平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。

議案第2号、平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（沖 正治君） これで本日の会議の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

ここで管理者のあいさつをお願いします。

管理者あいさつ

○管理者（山口聖治君） 本日は、上程いたしました報告1件、承認4件、認定1件、議案2件につきまして、慎重審議の上、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

にしはりま環境事務組合は、ご承知のとおり、西播磨11町が一般廃棄物処理施設及び関連施設の建設、運営の共同処理を行うことを目的として、11町の議会において議決をいただき昨年8月に知事の許可を得て設立した事務組合であり、循環型社会拠点施設整備の責任団体であります。

11町の住民生活から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うために、必要不可欠な循環型社会拠点施設を整備することを前提として、住民の理解と協力を得るために、いにしえから言われていることで

ございますけれども、努力、辛抱、根性を信条として、説明責任を果たす所存でございます。

11町の住民の全体の奉仕者として、町長、議会議員共々の専念努力をお願い申し上げまして、第2回にしはりま環境事務組合議会の閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（沖 正治君） 本日は、提出議案に対する慎重なる審議、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議決結果を受けて、にしはりま環境事務組合として、一般廃棄物の適正な処理を行う行政の責務を果たすために、正副管理者は一致協力して適切な執行努力を願います。また、議員各位には、組合事務事業について、格別のご協力をお願い申し上げます。なお、3月には各町議会定例会が招集され、予算審議を初めとして様々の重要かつ慎重な審議がなされると思います。議員各位におかれましては、それぞれの町議会議員としてご精進くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

午後3時20分閉会